		貝介1~
新告示(案)	現行告示第 104 号	備考
I 総則	I 総則	
第1 量定の判断要素及び範囲	第1 量定の判断要素及び範囲	
税理士法(昭和 26 年法律第 237 号。以下「法」という。) に規定		○ 文章整理
する税理士に対する懲戒処分及び税理士法人に対する処分(以下「懲	戒処分等」という。) の量定の判断に当たっては、II に定める <u>違反行</u>	
戒処分等」という。) の量定の判断に当たっては、Ⅱ に定める <u>不正行</u>	<u>為</u> ごとの量定の考え方を基本としつつ、以下の点を総合的に勘案し、	○ 文章整理
<u>為の類型</u> ごとの量定の考え方を基本としつつ、以下の点を総合的に	決定するものとする。	
勘案し、決定するものとする。		
① 不正行為の性質、態様、効果等	① 行為の性質、態様、効果等	〇 文章整理
② 税理士の不正行為の前後の態度	② 税理士の行為の前後の態度	〇 文章整理
③ 懲戒処分等の <u>前</u> 歴	③ 懲戒処分等の <u>処分</u> 歴	〇 文章整理
④ 選択する <u>懲戒処分等</u> が他の税理士及び社会に与える影響	④ 選択する処分が他の税理士及び社会に与える影響	〇 文章整理
⑤ その他個別事情	⑤ その他個別事情	
	また、税理士法人に対する処分の量定の判断に当たっては、上記	○ 第2を設けることにより削除
	の事項に加え、内部規律、内部管理の内容等を勘案する。	
なお、Ⅱに定める量定の考え方によることが適切でないと認めら	なお、Ⅱに定める量定の考え方によることが適切でないと認めら	
れ <u>る</u> 場合には、 <u>法</u> に規定する懲戒処分等の範囲を限度として、量定	れ <u>た</u> 場合には、 <u>税理士法(昭和 26 年法律第 237 号)</u> に規定する懲戒	〇 文章整理
を決定することができるものとする。	処分等の範囲を限度として、量定を決定することができるものとす	
	る。	
 第2 税理士の使用人等が不正行為を行った場合の使用者である税	(新設)	□ 税理士の使用人等の不正な行為に対する認
理士等に対する懲戒処分等	(/// /	識や内部管理体制の整備状況等に応じて、使用
程工寺に対する窓板地力寺 税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者(自ら委嘱を受け		者税理士等の違反行為の類型を判断すること
		を明記。
という。) が不正行為を行った場合において、その使用者である税理		例えば、税理士の使用人等の行為に起因して
こいり。) が不正行為を行うに獨古において、その使用有てある税理 士又は税理士法人の社員税理士(以下「使用者税理士等」という。)		不真正税務書類の作成が行われた場合、使用者
***		税理士等が、使用人等の不正な行為を認識して
不正行為を行ったものとして懲戒処分等をするものとする。		いる場合は、「故意による不真正税務書類の作
************************************		成」(Ⅱの第1の1(1)又はⅢの第2の2(1)) と
でも、内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、		して、また、使用者税理士等が内部管理体制等
認識できなかったことについて当該使用者税理士等に相当の責任が		を整備せず、その結果として使用人等の不正行
あると認められる場合には、当該使用者税理士等が過失によりその		為を認識できなかった (見過ごした) 場合は、
不正行為を行ったものとして懲戒処分等をするものとする。		「過失による不真正税務書類の作成」(Ⅱの第
************************************		1 の 1 (2)又は II の第 2 の 2 (1)) として懲戒処分
ことについて使用者税理士等の監督が適切でなかったと認められる		する。
	<u>l</u>	/ v 0

新告示(案)	現行告示第 104 号	備考
場合には、法 41 条の 2《使用人等に対する監督義務》(法 48 条の 16		なお、使用者税理士等が内部管理体制等を整
《税理士の権利及び義務等に関する規定の準用》で準用する場合を		備していたにもかかわらず、使用人等の巧妙な
含む。) の規定に違反したものとして懲戒処分等をするものとする。		隠蔽等により、使用者税理士等が使用人等の不
税理士法人の社員税理士が不正行為を行った場合において、その		正行為を認識できなかったと認められる場合
税理士法人の他の社員税理士がその不正行為を認識していたとき		は、原則、使用者税理士等に責任を問わないが、
は、当該他の社員税理士もその不正行為を行ったものとして懲戒処		使用人等の関与した事案が大口・悪質な場合に
<u>分等をするものとする。</u>		は、使用者税理士等を使用人等監督義務違反と
また、その税理士法人の他の社員税理士が当該不正行為を認識し		して懲戒処分する。
ていなかったときでも、その税理士法人の内部規律や内部管理体制		● 懲戒審査委員会議の指摘を踏まえ修正
に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて		懲戒審査委員会議において、当初案の「…内
当該他の社員税理士に相当の責任があると認められる場合には、当		部管理体制に不備があり、認識できなかったこ
該他の社員税理士も過失によりその不正行為を行ったものとして懲		とについて当該使用者税理士等に相当の責任
戒処分等をするものとする。		があると認められる場合…」という表現では、
		「内部管理体制の不備」と「税理士に相当の責
		任があること」をそれぞれ認定しなければなら
		ないと読めることから、「内部管理体制の不備」
		は、「税理士に相当の責任があること」の例示
		であると分かるような表現に修文すべき、との
		指摘あり。当該指摘を受け、例示と分かるよう
		な表現振りとなるよう、他の法令の用例を参考
		に「…内部管理体制に不備があること等の事由
		により…」と修文。
第3 不正行為の類型の異なるものが2以上ある場合	 第2 違反行為の異なるものが2以上ある場合	○ 番号整理、文章整理
Ⅱに定める不正行為の類型の異なるものが2以上ある場合の量定	Ⅱに定める違反行為の類型の異なるものが2以上ある場合の量定	○ 文章整理
は、それぞれの不正行為の類型について算定した量定を合計したも	は、それぞれの違反行為について算定した量定を合計したものを基	
のを基本とする。	本とする。	
英	なっ	○ 巫□動畑 水本動畑
第 <u>4</u> 税理士業務 <u>等</u> の停止期間	第3 税理士業務の停止期間	○ 番号整理、文章整理
税理士業務又は税理士法人の業務の停止期間は、1月を単位とす	税理士業務の停止期間は、1月を単位とする。	○ 文章整理
5 .		

新告示(案)	現行告示第 104 号	備考
Ⅱ 量定の考え方	Ⅱ 量定の考え方	
第1 税理士に対する量定 税理士に対する懲戒処分の量定は、次に定めるところによるもの とする。	第1 税理士に対する量定 税理士に対する懲戒処分の量定は、次に定めるところによるもの とする。	
1 税理士が <u>法</u> 第45条第1項 <u>又は</u> 第2項《脱税相談等をした場合の 懲戒》の規定に該当する行為をしたときの量定の判断要素及び量 定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。	1 税理士が <u>税理士法(昭和26年法律第237号。以下「法」という。)</u> 第45条第1項 <u>及び</u> 第2項《脱税相談等をした場合の懲戒》の規定 に該当する行為をしたときの量定の判断要素及び量定の範囲は、 次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。	〇 文章整理
(1) 故意に、真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は法第36条《脱税相談等の禁止》の規定に違反する行為をしたとき。 税理士の責任を問い得る不正所得金額等(国税通則法第68条に規定する国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装したところの事実に基づく所得金額、課税価格その他これらに類するものをいう。以下同じ。) <u>の額</u> に応じて、	(1) 故意に、真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は法第36条《脱税相談等の禁止》の規定に違反する行為をしたとき。 税理士の責任を問い得る不正所得金額等(国税通則法第68条に規定する国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装したところの事実に基づく所得金額、課税価格その他これらに類するものをいう。以下同じ。)に応じて、	〇 文章整理
6月以上 <u>2</u> 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止	6月以上 <u>1</u> 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止	○ 業務停止処分の上限(1年)と業務禁止処分 の間を埋めるため、業務停止期間の上限を2年 とする。
(2) 相当の注意を怠り、真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は法第36条の規定に違反する行為をしたとき。 税理士の責任を問い得る申告漏れ所得金額等(国税通則法第18条に規定する期限後申告書若しくは同法第19条に規定する修正申告書の提出又は同法第24条に規定する更正若しくは同法第25条に規定する決定の処分に係る所得金額のほか、課税価格その他	書類の作成をしたとき、又は法第36条の規定に違反する行為をしたとき。 税理士の責任を問い得る申告漏れ所得金額等(<u>修正申告書の提出等</u> (国税通則法第18条に規定する期限後申告書若しくは同法第19条に規定する修正申告書の提出又は同法第24条に規定する更正若しくは同法第25条に規定する決定の処分)に係る所得金額等	○ 文章整理 ○ 上記(1)の違反行為(故意による不真正税務書類の作成)量定との権衡を勘案し、「税理士業務の禁止」は設けず、「業務停止処分期間」の量定の上限を2年以内とする。
<u>これらに類するものをいう。以下同じ。)の額</u> に応じて、 戒告又は <u>2</u> 年以内の税理士業務の停止	(所得金額のほか、課税価格その他これらに類するものを含む。) をいう。以下同じ。) に応じて、 戒告又は1年以内の税理士業務の停止	

新告示(案)	現行告示第 104 号	備考
2 税理士が法第 46 条《一般の懲戒》の規定に該当する行為をした ときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それ ぞれ次に掲げるところによる。	2 税理士が法第46条《一般の懲戒》の規定に該当する行為をした ときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それ ぞれ次に掲げるところによる。	
(1) 法第33条の2第1項又は第2項《計算事項、審査事項等を記載した書面の添付》の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき。 虚偽の記載をした書面の件数、記載された虚偽の程度に応じて、 戒告又は1年以内の税理士業務の停止	(1) 法第33条の2第1項又は第2項《計算事項、審査事項等を記載した書面の添付》の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき。 虚偽記載した書面の件数、虚偽記載の程度に応じて、 戒告又は1年以内の税理士業務の停止	○ 文章整理 ※ 当該行為は、上記1(1)又は(2)の「不真正税務 書類の作成」等に付加して生じる違反行為であ るため、量定の上限は変更しない。
(2) 法第37条《信用失墜行為の禁止》の規定に違反する行為のうち、 以下に掲げる行為を行ったとき。	(2) 法第37条《信用失墜行為の禁止》の規定に違反する行為のうち、 以下に掲げる行為を行ったとき。	
イ 自己脱税(自己(自己が代表者である法人 <u>又は実質的に支配していると認められる法人</u> を含む。次の口において同じ。)の申告について、不正所得金額等が <u>あることをいう。以下同じ。)(上記1</u> に掲げる行為に該当する場合を除く。)	イ 自己脱税(自己(自己が代表者等である法人を含む。次の口において同じ。)の申告について、不正所得金額等が <u>あるとき。</u> 以下同じ。)	○ 文章整理 ○ 自己が代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人について、顧問税理士として不真正税務書類の作成を行ったと認められる場合(顧問税理士として申告書に署名押印がある場合)には、自己脱税(非業務)ではなく、上記1の「不真正税務書類の作成(業務)」として処分することを明記。
不正所得金額等 <u>の額</u> に応じて、	不正所得金額等に応じて、	〇 文章整理
<u>2</u> 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止	<u>1</u> 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止	○ 業務停止処分の上限(1年)と業務禁止処分の間を埋めるため、業務停止期間の上限を2年とする。
ロ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ(自己の申告について、申告漏れ所得金額等が多額で、かつ、その内容が税理士としての職業倫理に著しく反するような <u>ものをいう。以下同じ。)(上記1及び2(2)</u> イに掲げる行為に該当する場合を除く。)	ロ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ(自己の申告について、 申告漏れ所得金額等が多額で、かつ、その内容が税理士としての 職業倫理に著しく反するようなものをいい、 <u>イの場合</u> を除く。以 下同じ。)	○ 文章整理(上記イと同旨)

新告示(案)	現行告示第 104 号	備考
申告漏れ所得金額等 <u>の額</u> に応じて、	申告漏れ所得金額等に応じて、	○ 文章整理
戒告又は <u>2年</u> 以内の税理士業務の停止	戒告又は <u>6月</u> 以内の税理士業務の停止	○ 過去、相当多額な申告漏れ事案を当該違反行為として懲戒処分したが、当該違反行為に係る業務停止期間の上限が6月では軽すぎるとの意見を踏まえ、業務停止期間の上限を2年とする。
 ハ 調査妨害(税務代理をする場合において、税務職員の調査を妨	│ │ハ 調査妨害(税務代理をする場合において、税務職員の検査を妨	○ 文章整理
げる行為をすることをいう。)	げる行為等をしたとき。)	○ 文章整理
	<u> 妨害</u> 行為の回数、程度に応じて、	〇 文章整理
<u>2</u> 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止	<u>1</u> 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止	○ 業務停止処分の上限(1年)と業務禁止処分 の間を埋めるため、業務停止期間の上限を2年 とする。
ニ <u>税理士業務を停止されている税理士への名義貸し(自己の名義を他人に使用させることをいう。以下同じ。)</u>	(新設)	○ 税理士法 37 条の2 (非税理士に対する名義貸しの禁止) 規定が新設されたが、当該規定では対象とならない「税理士業務を停止されている税理士」への名義貸しを違反行為の類型として明示。
名義貸しを受けた者の人数、名義貸しを受けた者が作成した税 務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより得た対価の 額に応じて、		○ 現行の量定の判断要素に倣って追記すると ともに文章整理。
2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止		○ 後記Ⅱ第1の2(3)の法37条の2違反に対する量定との権衡を勘案し設定する。
ホ 業務け怠(委嘱された税理士業務について <u>正当な理由なく</u> 怠った <u>ことをいう</u> 。)	ホ 業務け怠(委嘱された税理士業務について <u>正当な理由がなく</u> 怠った <u>とき</u> 。)	○ 文章整理○ 文章整理
戒告又は <u>1年</u> 以内の税理士業務の停止	戒告又は <u>6月</u> 以内の税理士業務の停止	○ 過去事例では処分の最も重いものでも「業務 停止数か月」となっており、その量定の判断要 素となった「税務書類の作成け怠」件数は僅少 であり、今後、これよりも業務け怠件数の多い (又は悪質な)事案が生じる可能性は否定でき

新告示(案)	現行告示第 104 号	備考
		ないことから「業務停止期間」の上限を6月から1年以内に延長する。
へ 税理士会の会費の滞納(所属する税理士会(県連合会及び支部を含む。)の会費を正当な理由なく長期にわたり滞納することをいう。以下同じ。)	(新設)	○ 「平成 26 年度税制改正の大綱」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)を受けて、左記条件に該当する悪質な会費滞納者に対しては、信用失墜行為の禁止(法 37 条)違反として懲戒処分することを明確化する。 ※ 手続としては、法 47 条 2 項により、各税理士会から国税局長に懲戒申立書を提出することとする。また、各税理士会間の事案の権衡を図る趣旨から日税連において内容を確認する必要があると考える。 ※ 各税理士会が懲戒の申立てを行う事案は、所属税理士会から会員権の停止処分を受け、かつ、会費の滞納に係る裁判において敗訴が確定した後も正当な理由なく(分割納付手続等など会費を支払う手続等を取らないこと等)長期にわたり引き続き滞納している事案
<u>戒告</u>		に限ることを想定。 帳簿作成義務違反(後記IIの第1の2(5)の量定(戒告)との権衡を図る観点から「戒告」とする。
<u>ト</u> その他反職業倫理的行為(上記以外の行為で、税理士としての職業倫理に反するようなことをした <u>ことをいう</u> 。)	<u>へ</u> その他反職業倫理的行為(上記以外の行為で、税理士としての職業倫理に反するようなことをした <u>とき</u> 。)	○ 番号整理○ 文章整理
戒告、 <u>2</u> 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止	戒告、 <u>1</u> 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止	○ 業務停止処分の上限(1年)と業務禁止処分 の間を埋めるため、業務停止期間の上限を2年 とする。
(3) 法第37条の2《非税理士に対する名義貸しの禁止》の規定に違 反したとき。 名義貸しを受けた者の人数、名義貸しを受けた者が作成した税 務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより受けた対価	2(2)ニ 名義貸し(法第52条又は第53条の規定に違反する者に自 己の名義を使用させたとき。以下同じ。) 名義貸しを受けた者の人数のほか、違反行為の期間、名義貸し を受けた者の関与件数等に応じて、	○ 現行告示 (平成 20 年制定) では、非税理士 への名義貸しを信用失墜行為の禁止 (法 37 条) 違反行為の一類型としていたが、法 37 条の 2 (非税理士に対する名義貸しの禁止)の新設さ

新告示(案)	現行告示第 104 号	備考
<u>の額</u> に応じて、		れたことから独立して明示。
2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止	<u>1</u> 年以内の税理士業務の停止	○ 法 37 条の 2 違反に対しては罰則(法 59 条 1 項 2 号(2 年以内の懲役又は罰金 100 万円以内)) が設けられ、同じ罰則の条文に規定されている 後記(4)の法 38 条(秘密を守る義務)との権衡 を勘案し「業務禁止」処分を追加する。
(<u>4</u>) 法第 38 条《秘密を守る義務》の規定に違反したとき。	(3) 法第 38 条《秘密を守る義務》の規定に違反したとき。	○ 番号整理
<u>2</u> 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止	<u>1</u> 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止	○ 業務停止処分の上限(1年)と業務禁止処分 の間を埋めるため、業務停止期間の上限を2年 とする。
(5) 法第41条《帳簿作成の義務》の規定に違反したとき。	(<u>4</u>) 法第 41 条《帳簿作成の義務》の規定に違反したとき。	〇 番号整理
戒告	戒告	○ 「業務停止処分」を設けるような先例もない ことから現行の懲戒処分を維持する。
(6) 法第 41 条の 2《使用人等に対する監督義務》の規定に違反した とき。	(5) 法第 41 条の 2《使用人等に対する監督義務》の規定に違反した とき。	〇 番号整理
戒告又は1年以内の税理士業務の停止	戒告又は1年以内の税理士業務の停止	○ 上記 1(2) (過失による不真正税務書類の作成) との権衡を勘案し、量定の上限を変更しない。
(7) 法第42条《業務の制限》の規定に違反したとき。 同条に違反して税務代理をした件数、税務書類を作成した件数、 税務相談に応じた件数に応じて、	(6) 法第 42 条《業務の制限》の規定に違反したとき。 違反行為に係る関与件数等に応じて、	番号整理文章整理(現行の量定の判断要素を具体的に 記載。)
<u>2</u> 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止	<u>1</u> 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止	○ 業務停止処分の上限(1年)と業務禁止処分 の間を埋めるため、業務停止期間の上限を2年 とする。
(8) 税理士業務の停止の処分を受け、その処分に違反して税理士業 務を行ったとき。	_(新設)_	○ 現行告示 (平成 20 年) 制定後、先例があり、 懲戒制度の根幹を揺るがす行為であるため、告

新告示(案)	現行告示第 104 号	備考
税理士業務の禁止		示に明記し、量定については、「業務禁止処分」とする。 ※ 法 60 条 3 号を参考に規定。 ※ 他士業(公認会計士、弁理士、建築士)においても「業務禁止処分」としている。 ● 懲戒審査委員会議の指摘を踏まえ修正 懲戒審査委員会議において、当初案の「税理士業務の停止の懲戒処分…」ではなく、法 45条は「税理士業務の停止の処分」と規定していることから、表記を合わせるべき、との指摘を受け、「税理士業務の停止の処分…」に修文。
(9) 上記以外の場合で法又は国税若しくは地方税に関する法令の規 定に違反したとき。	(7) 上記以外の場合で法又は国税若しくは地方税に関する法令の規 定に違反したとき。	〇 番号整理
戒告、 <u>2</u> 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止	戒告、 <u>1</u> 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止	○ 業務停止処分の上限(1年)と業務禁止処分 の間を埋めるため、業務停止期間の上限を2年 とする。
第2 税理士法人に対する量定 税理士法人に対する処分の量定は、次に定めるところによるもの とする。	第2 税理士法人に対する量定 税理士法人に対する処分の量定は、次に定めるところによるもの とする。	
1 税理士法人が法第48条の20《違法行為等についての処分》に規定する行為のうち、この法又はこの法に基づく命令に違反したときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。	定する行為のうち、この法又はこの法に基づく命令に違反したと	
(1) 法第 48 条の 10 《成立の届出等》、第 48 条の 13 《定款の変更》 又は第 48 条の 19 《合併》 <u>に規定する届出をしなかった</u> とき。	(1) 法第 48 条の 10 《成立の届出等》、第 48 条の 13 《定款の変更》 又は第 48 条の 19 《合併》 <u>等、税理士法人固有の手続規定に違反し</u> たとき。	○ 「等」が不明確であることから削除し、手続 の内容を明示。
戒告	戒告	

新告示(案)	現行告示第 104 号	備考
(2) 法第48条の16において準用する法第37条《信用失墜行為の禁	(2) 法第 37 条《信用失墜行為の禁止》の規定に違反する行為のう	〇 文章整理
止》の規定に違反する行為のうち、以下に掲げる行為を行ったと	ち、以下に掲げる行為を行ったとき。	
き。		
イ 自己脱税 <u>不正所得金額等の額</u> に応じて、	イ 自己脱税 法人の申告について、社員税理士等の行為により不正所得金額 等が生じた場合に、当該法人の内部管理体制や内部規律の整備状 辺等のほか、当該行為に関与した者の人数や行為の態様等に応じ て、	 ○ 文章整理 ○ 税理士法人の自己脱税については、上記「Ⅱの第1の2(2)イ(税理士の自己脱税)」と同様に「不正所得金額等の額」を量定の判断要素としているため明示。
<u>2</u> 年以内の <u>業務</u> の全部若しくは一部の停止又は解散	<u>1</u> 年以内の <u>税理士業務</u> の全部若しくは一部の停止又は解散	○ 税理士法人と税理士の量定の権衡を図る観点から、業務停止期間の上限を2年以内とする。
ロ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ 申告漏れ所得金額等の額に応じて、	ロ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ <u>法人の申告について、社員税理士等の行為により多額な申告漏れ所得金額等が生じ、かつ、当該行為の内容が税理士としての職業倫理に著しく反するような場合に、当該法人の内部管理体制や内部規律の整備状況等のほか、当該行為に関与した者の人数や行為の態様等</u> に応じて、	 ○ 文章整理 ○ 税理士法人の自己申告漏れについては、上記「Ⅱの第1の2(2)ロ(税理士の自己申告漏れ)」と同様に「申告漏れ所得金額等の額」を量定の判断要素としているため明示。
戒告又は <u>2年</u> 以内の <u>業務</u> の全部若しくは一部の停止	戒告又は <u>6月</u> 以内の <u>税理士業務</u> の全部若しくは一部の停止	○ 税理士法人と税理士の量定の権衡を図る観点から、業務停止期間の上限を2年以内とする。
<u>ハ</u> 税理士会の会費の滞納 <u>戒告</u>	<u>(新設)</u>	○ 税理士の会費滞納(上記Ⅱの第1の2(2)へ) と同様に規定
(3) <u>法第48条の16において準用する</u> 法第41条《帳簿作成の義務》 の規定に違反したとき。	(3) 法第41条《帳簿作成の義務》の規定に違反したとき。	〇 文章整理
戒告	戒告	

新告示(案)	現行告示第 104 号	備考
(4) <u>法第48条の16において準用する</u> 法第41条の2《使用人等に対する監督義務》の規定に違反したとき。	(4) 法第 41 条の 2《使用人等に対する監督義務》の規定に違反した とき。	〇 文章整理
戒告又は1年以内の <u>業務</u> の全部若しくは一部の停止	戒告又は1年以内の <u>税理士業務</u> の全部若しくは一部の停止	○ 税理士法人と税理士の量定の権衡を図る観点から、業務停止期間の上限を1年以内とする。
(5) 業務の全部又は一部の停止の処分を受け、その処分に違反して 業務を行ったとき。	_(新設)_	○ 税理士法人と税理士の処分の権衡を図る観点から新設。 ※ 法 60 条 3 号を参考に規定。
<u>解散</u>		○ 税理士法人と税理士の量定の権衡を図る観点から「解散」とする。
(6) 上記以外の場合で法又は法に基づく命令に違反したとき。	(5) 上記以外の場合で法又は法に基づく命令に違反したとき。	○ 番号整理
戒告、 <u>2</u> 年以内の <u>業務</u> の全部若しくは一部の停止又は解散	戒告、 <u>1</u> 年以内の <u>税理士業務</u> の全部若しくは一部の停止又は解 散	○ 税理士法人と税理士の量定の権衡を図る観点から業務停止期間の上限を2年以内とする。
2 税理士法人が法第 48 条の 20 《違法行為等についての処分》に規定する行為のうち、運営が著しく不当と認められるときの量定の判断要素及び量定の範囲は、 <u>次の区分に応じ、それぞれ</u> 次に掲げるところによる。	2 税理士法人が法第 48 条の 20 《違法行為等についての処分》に規定する行為のうち、運営が著しく不当と認められるときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次に掲げるところによる。	〇 文章整理
(1) 社員税理士に、法第 45 条又は第 46 条に規定する行為があった とき (上記 1 (2)及び(6)に該当する場合を除く。)。	(1) 社員税理士に、法第 45 条又は第 46 条に規定する行為があった場合に、	○ 社員税理士の不正な行為が税理士法人として組織的に行われていると認められる場合は、当該規定ではなく、上記1に掲げる行為により処分することを明記。 例えば、複数の社員税理士が分担して不真正税務書類の作成をし、当該行為が税理士法人による組織的な行為と認められる場合は、上記1(6)により税理士法人を処分することとする。
当該行為を行った社員税理士の量定(複数の社員税理士が関与	所属する税理士法人の内部管理体制や内部規律の整備状況等のほ	○ 現行の量定の判断要素に倣って追記すると

新告示(案)	現行告示第 104 号	備考
<u>している場合には、それぞれの量定を合計した量定)</u> に応じて、	か、当該行為に関与した者の人数や行為の態様等に応じて、	ともに文章整理。 ※ 現行告示で明記している「内部管理体制や 内部規律の整備状況等のほか、当該行為に関 与した者の人数や行為の態様等」について は、新たに設けた上記「Iの第2」により勘 案することから削除。
戒告、 <u>2</u> 年以内の <u>業務</u> の全部若しくは一部の停止又は解散	戒告、 <u>1</u> 年以内の <u>税理士業務</u> の全部若しくは一部の停止又は解 散	○ 社員税理士の違反行為の量定と権衡を図る 観点から「業務停止期間」の上限を2年以内と する。
(2) 上記以外の場合で運営が著しく不当と認められるとき。	(2) 上記以外の場合で運営が著しく不当と認められるとき。	
戒告、 <u>2</u> 年以内の <u>業務</u> の全部若しくは一部の停止又は解散	戒告、 <u>1</u> 年以内の <u>税理士業務</u> の全部若しくは一部の停止又は解 散	○ 上記(1)の違反行為の量定との権衡を図る観点から、業務停止期間の上限を2年以内とする。
附則		